

## 令和元年 8 月定例記者会見 議事録

### 【司会】

それではただ今から定例記者会見を始めます。

はじめに、「令和元年西条市議会9月定例会提出予定議案について」でございます。市長、お願いします。

### ○令和元年西条市議会 9 月定例会提出予定議案について（市長）

今日はお忙しい中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、令和元年西条市議会第 2 回 9 月定例会提出予定議案等について発表させていただきます。

まず、定例会の招集日は 9 月 3 日火曜日、提出議案については、予算案 6 件、条例案 11 件、その他案件 8 件の合計 25 件を予定しています。

次に、その概要でございます。

今回の補正予算は、10 月から実施される幼児教育・保育の無償化への対応に加え、認定こども園の整備、公共施設等に係るマネジメントの推進や、県の補助採択を受けて進める農林業振興に資する事業など、今回計上することが適当と判断される経費を厳選して、補正措置を行うことといたしました。

主な内容といたしましては、まず、幼児教育・保育の無償化への対応として、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する対象児童の、公立・私立それぞれの施設に係る、保育料の減額等への対応のほか、許可外施設利用料に対する給付の新設など、所要の措置を行い、幼児期の教育や保育への支援に加え、子育て世帯の負担軽減を図ることといたしております。

次に、（仮称）国安認定こども園整備事業として、現在の国安幼稚園に東予中央保育所を統合し、認定こども園に移行するための園舎整備等を行い、保育ニーズへの対応や保育環境の充実を図ろうとするもので、同施設の開園は、令和 3 年 4 月を予定しております。

次に、公共施設等マネジメント推進事業として、持続可能なまちづくりを市民とともに実現していくため、ワークショップや有識者会議の開催等を実施し、公共施設等の現状や将来にわたる課題を把握・整理するとともに、長期的な視点を持って公共施設等の適正配置と有効活用及び財政負担の軽減・平準化について検討することといたしております。

次に、農林水産業の振興として、次世代につなぐ果樹産地づくりと、高品質生産による地域ブランド強化のため、担い手確保、園地力の強化等に取り組む事業者に対し、ハウスや果樹棚等の整備に要する経費を助成することで、果樹産地の育成を図ることとしております。

次に、災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくりとして、楠河分団統合整備事業では、楠河分団の既存3施設を1拠点に集約し、消防団の機能強化を図るとともに、各種災害に迅速かつ効果的に対応できる体制を構築しようとするもので、施設整備に係る実施設計委託料等を計上しております。

また、地域・企業等連携防災力強化事業として、防災意識の向上及び自助・共助による地域防災力の向上を図ることを目的に、従来の総合防災訓練に加えて、団体や市内企業、福祉施設、小中高等学校などと連携した防災訓練の実施に要する経費を計上しております。

次に、移住促進施策といたしまして、市外在住の移住検討者に、本市での暮らしを体験していただき、将来的な移住につなげることを目的とした「お試し移住用住宅」の整備に要する経費を計上しております。

この結果、一般会計の補正予算額は6億3,339万5千円となり、特別会計を合わせた、全会計の補正予算の合計額は、8億7,110万1千円となっております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

## ○令和元年 9 月定例会 予算関係詳細説明（財務部長）

私からは、「予算及び決算関係」の議案第 25 号から第 33 号まで、及び「財政健全化判断比率」などの報告第 13 号から第 15 号までにつきまして、ご説明申し上げます。

お手元の『令和元年 9 月定例会 提出議案概要』の 13 ページをお開きください。

報告第 13 号「平成 30 年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告について」から、15 ページの報告第 15 号「平成 30 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について」までの計 3 件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、議会に報告するものであります。

本市の財政健全化判断比率であります。実質公債費比率は 6.8% で前年度と比較いたしますと 0.4 ポイント改善いたしております。将来負担比率は 73.4% で前年度と比較いたしますと 5.6 ポイント悪化いたしておりますが、いずれも健全な状況となっております。

また、公営企業におけます資金不足比率でございますが、ご覧の特別会計と、14 ページ及び 15 ページの水道事業・病院事業におきましては、「資金不足はなし」となっております。いずれも健全な状況となっております。

次に、議案第 31 号「平成 30 年度 西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第 33 号「平成 30 年度西条市病院事業会計決算の認定について」までの計 3 件であります。本案は、地方自治法の規定により、議会の認定を賜ろうとするものでありまして、それぞれ決算書等を調製いたしております。

次に、議案第 25 号から議案第 30 号までの予算関係 6 件ですが、お手元の A4 サイズ、表題が『令和元年度 9 月補正予算の概要』をお願いします。

1 ページは、9 月補正予算の編成方針につきまして、掲載しておりますので、後程、ご覧いただけたらと思います。

2 ページをご覧ください。

9 月補正におけます「会計別予算の規模」であります。

一般会計の「9 月補正予算額の欄」ですが、6 億 3,339 万 5 千円で、累計予算額は、右側の「計 (A) 欄」ですが、529 億 1,652 万 4 千円となり、前年同期と比較いたしますと、「(D) 欄」ですが、金額で 35 億 9,161 万 8 千円、率にいたしますと、右端の「増減率の欄」ですが、7.3% の増となっております。

特別会計の主なものを申し上げますと、介護保険特別会計で、補正予算額が 1 億 9,019 万 2 千円など、5 つの特別会計で、小計の欄ですが 2 億 3,770 万 6 千円となっております。

これらの全会計を合計いたしますと、一番下の合計欄になりますが、補正予算額は 8 億 7,110 万 1 千円で、累計予算額は、855 億 2,664 万 5 千円となっており、前年同期と比較いたしますと、金額で 38 億 6,586 万 2 千円、率にして 4.7% の増となっております。

続きまして、一般会計におけます主な事業につきまして、新規事業を中心にご説明申し上げます。

4 ページをご覧ください。

放課後児童健全育成事業 935 万円は、利用児童数が増加している玉津児童クラブ及び丹原児童クラブについて、小学校の余裕教室に、それぞれ教室を増設、移設することで、児童の健やかな育成のための環境を整備するもので、教室の改修等に要する経費を計上しております。

8 ページをご覧ください。

「飯岡小学校施設長寿命化事業」2,560 万円は、建築後 46 年が経過し、老朽化が進んでいる飯岡小学校北校舎について、令和 3 年度までに総事業費約 5 億 4,000 万円により、構造躯体の耐久性向上やライフラインの更新など、施設の長寿命化を図るための改修を行うもので、今年度は実施設計委託料を計上しております。

9 ページをお開きください。

「えひめ米政策改革支援事業」1,251 万 1 千円は、競争力のある米の生産・販売体制の確立、水田フル活用の高度化、持続的な水田農業の基盤づくりの実現に向け、産地関係者が一体となって創意工夫を発揮し、戦略的に展開、実践する取組に対して経費の一部を助成するものであります。

10 ページをご覧ください。

「畜産基盤施設再生支援事業」530 万 4 千円は、将来にわたり安定経営を維持できる産地づくりに向け、畜産関係者が連携して実施する畜産関連施設の再生整備等に対して支援するものであります。

次の「個人番号カードを活用した消費活性化事業」736 万 1 千円は、消費税率の引き上げに対する負担軽減策として、令和 2 年度に予定されている、個人番号カードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策の円滑な実施に向け、個人番号カード発行体制の強化や自治体ポイント利用店舗の募集などに要する経費を計上しております。

以上をもちまして、予算関係の説明を終わらせていただきます。

## ○令和元年 9 月定例会議案関係詳細説明（総務部長）

私から、条例等の議案につきまして、お手元の「令和元年 9 月定例会 提出議案概要（記者発表資料）」に基づきまして、ご説明申し上げます。なお、案件によりまして A3 横の「議案資料」も併せてご覧いただければと思います。

9 月定例会への提出議案数は、「3 の提出議案件数」にありますように、全体で 25 件、その内訳は、「4 の議案等件名」にありますように、予算が一般会計補正予算など 6 件、条例が「西条市職員退職手当条例等の一部を改正する条例」など 11 件、その他といたしまして、決算の認定や報告案件など 8 件となっております。

それでは、ご提案申し上げます条例等の議案につきまして、ページごとに、ご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

議案第 34 号は、愛媛県が埋立免許を取得した西ひうち地先の東予港港湾区域内の公有水面埋立地の用途を変更することについて、公有水面埋立法の規定により、愛媛県知事から西条市長の意見を求められたため、異議ない旨の意見を述べることについて、議決を求めるものであります。

当該埋立地は、愛媛県が平成 9 年 7 月に公有水面埋立免許を取得し、埋立工事を実施しておりますが、工業用地の需要に対し、現在、臨海部にまとまった用地がない状況にあることから、当初の土地利用計画のうち緑地の一部を工業用地に変更しようとするものであります。

なお、A3 版の議案資料、1 ページに、変更前及び変更後の埋立地の用途についてお示ししております。

次に 2 ページに移ります。

議案第 35 号は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものであります。

主な改正内容は 2 点あります。

1 点目は、地方公務員法の成年被後見人等を理由とする失職等の規定が削除されたため、「西条市職員退職手当条例」のほか、人事や給与に係る条例 4 件の関係部分の削除等を行うものであります。

2 点目は、「西条市消防団条例」中の消防団員の欠格条項について、成年被後見人及び被保佐人の規定を削除するものであります。

なお、条例の施行日は、令和元年 12 月 14 日といたしております。

次に 3 ページに移ります。

議案第 36 号は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」が

施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る手数料の額を引き上げるものであります。

なお、条例の施行日は、令和元年10月1日といたしております。

次に4ページに移ります。

議案第37号は、図書館の開館時間及び休館日の見直しにより、時代に即した運営体制を構築するため、所要の条例改正を行おうとするものであります。

主な改正内容は2点あります。

1点目は、図書館の休館日について、西条市立西条図書館に休館日（月曜日）を追加し、西条市立丹原図書館の休館日を金曜日から月曜日に、西条市立小松温芳図書館の休館日を水曜日から月曜日に変更することで、西条市立東予図書館と合わせて、市内4図書館の休館日を月曜日に統一するものであります。

2点目は、図書館の開館時間について、西条図書館にあつては、午前9時から午後10時までを午前9時30分から午後8時30分までに、東予図書館、丹原図書館及び小松温芳図書館にあつては、午前9時から午後7時までを午前10時から午後6時までに変更するものであります。

なお、条例の施行日は、令和2年4月1日といたしております。

次に5ページに移ります。

議案第38号は、西条市立東予図書館の開館時間の見直しに伴い、複合施設である西条市立東予郷土館の円滑な運営を図るため、所要の条例改正を行おうとするものであります。

改正内容としましては、東予郷土館の開館時間について、東予図書館の開館時間の変更に合わせて、午前9時から午後7時までを、午前10時から午後6時までに変更するものであります。

なお、条例の施行日は、令和2年4月1日といたしております。

次に6ページに移ります。

議案第39号は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」等が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものであります。

主な改正内容は2点あります。

1点目は、災害援護資金の貸付利率を、延滞の場合を除き無利子とし、災害援護資金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てなければならないこととするものであります。

2点目は、償還方法に月賦償還を追加するものであります。

なお、条例の施行日は、公布の日とし、経過措置として、平成31年4月1日以後に生じた災害に対する災害援護資金の貸付けから適用することといたしております。

次に7ページに移ります。

議案第 40 号は、令和元年 11 月 30 日をもって西条市くるみ荘の運営を終了すること及び西条市すみれ荘の改修工期の変更に伴い、所要の条例改正を行おうとするものであります。

主な改正内容は 2 点あります。

1 点目は、西条市くるみ荘に関する規定を削除するものであります。

2 点目は、西条市すみれ荘の改修工期の変更に伴い、平成 31 年 3 月定例会において議決された「西条市母子生活支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」の施行期日を「公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日」から「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日」に改めるものであります。

なお、条例の施行日は、令和元年 12 月 1 日とし、第 2 条の規定にあつては公布の日といたしております。

次に 8 ページに移ります。

議案第 41 号は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものであります。

主な改正内容は 2 点あります。

1 点目は、連携施設の確保義務の緩和であります。

2 点目は、連携施設に関する経過措置期間の延長であります。

なお、条例の施行日は、公布の日といたしております。

次に 9 ページに移ります。

議案第 42 号は、令和 2 年度から、西条市立東予南保育所及び西条市立東予南幼稚園を統合し、西条市立東予南こども園を開設することに伴い、所要の条例改正を行おうとするものであります。

改正内容といたしましては、東予南こども園に関する規定を追加するものであり、また、附則において、西条市保育所条例の東予南保育所に関する規定及び西条市立幼稚園設置条例の東予南幼稚園に関する規定を削除するものであります。

なお、条例の施行日は、令和 2 年 4 月 1 日といたしております。

次に 10 ページに移ります。

議案第 43 号は、「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものであります。

改正内容といたしましては、住民基本台帳上において、旧氏の併記を希望した者については、その印鑑登録証明書に旧氏を併記することにより、旧氏での印鑑登録が可能となるよう関係箇所を改めるものであります。

また、本改正に併せて、性同一性障害等に配慮し、印鑑登録証明書に性別を記載しない取扱いとするための改正も行います。

なお、条例の施行日は、令和元年 11 月 5 日といたしております。

次に 11 ページに移ります。

議案第 44 号は、「水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものであります。

改正内容といたしましては、条例において引用している水道法施行令の規定を、第 5 条から第 6 条に改めるものであります。

なお、条例の施行日は、令和元年 10 月 1 日といたしております。

次に 12 ページに移ります。

議案第 45 号は、西条市立周桑病院の精神科病床を廃止するとともに、一部の診療科目の名称を変更するため、所要の条例改正を行おうとするものであります。

主な改正内容は 2 点あります。

1 点目は、平成 19 年度から休床中の精神科病床について、国が進める地域包括ケア病床の整備を図ることにより、200 床未満の病院に適用される診療報酬の加算による増収が見込めることから、再開のめどが立たない精神科病床 165 床を愛媛県に返還し、病床数を削減しようとするものであります。

2 点目は、診療科目の名称について、「肛門科」を「肛門外科」に、「循環器科」を「循環器内科」に改めるものであります。

なお、条例の施行日は、令和元年 10 月 1 日といたしております。

次に 16 ページに移ります。

報告第 16 号は、消火活動中の物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものであります。

以上で条例等の議案の説明を終わります。



**【司会】**

それでは質疑に移ります。ただ今説明いたしました内容につきまして、ご質問等がございましたら挙手の上、お願いいたします。

**【記者】**

埋め立て地について、どこかに進出する企業があるのか。

**【建設部長】**

緑地を工業用地に変更するのですが、実際に売却する企業は愛媛県が募集をして決まるため、まだ具体的には決まっています。

**【記者】**

パルプ・紙や、非鉄金属とかの業種になるのか。

**【建設部長】**

どこでもいいということではなく、業種を絞って募集をかけるということです。

**【記者】**

市は誘致には携わらないのか。

**【建設部長】**

基本的に愛媛県による売却になります。

**【記者】**

周桑病院の精神科病床の廃止について、議会でも質問があったが、県・国に対する費用の返還などは生じないのか。

**【こども健康部長】**

今回、精神科病床を愛媛県に返還することになりますが、そのことによって、国から過去にもらった補助金や企業債の繰り上げ償還といったものは生じません。返還等が生じるのは他用途への利用や、有償での売却や貸付といった場合に発生するものであり、今回は病床を返還するだけで、建物の利用につきましてはこれまでと何ら変わることはありませんので、返還等はしないこととなっています。

**【記者】**

建物は現在、他の診療科で使用しているのか、精神科として使わないといけませんが休止して使っておらず、引き続き何もしない状態になるのか。

**【こども健康部長】**

現在も休止となっており、精神科や他の科の用途として使っていることはございません。倉庫の状態、何の用途にも使っていないのが現状です。この状態が返還後も続くということですが。

**【記者】**

この部分をどうしていくかという議論は。

**【こども健康部長】**

今の時点ではそこまでの検討には至っておりません。

**【記者】**

お試し移住用住宅で、小松町を選んだ理由と、どういう施設なのか。

**【市民生活部長】**

お試し住宅に使用する物件は旧小松町にありまして、市民の方から寄贈を受けた住宅を使用するということです。平屋建ての一軒家で、住宅として使われていました。

**【記者】**

何年築の建物か。普通の住宅に住んで体験してもらうのか、古民家みたいなところか。

**【市民生活部長】**

古民家ではなく通常の住宅で、昨年まで使われていたものです。平成5年に建築した物件です。

**【市長】**

移住者の方は古民家を好む場合も多いですが、お試し住宅については、家そのものというよりは、そこから市内各地を見てもらうための宿泊施設として使っていくということです。

**【記者】**

一軒家ということで、利用できるのは1日1組のみか。

**【市民生活部長】**

1組ごとの利用で、1日から30日までの間の利用となります。

**【記者】**

利用中の場合、次に利用する人はその後になるのか。

**【市民生活部長】**

そうです。

**【記者】**

国安認定こども園の定員の135名はどのように設定したのか。

**【こども健康部長】**

現在の入所者が幼稚園・保育所合わせまして125名ということで、それに10名の余裕を持たせた形での定員としております。

**【記者】**

公共施設等マネジメント推進事業で、38年度までに20%削減とあるが、この施設を廃止すると特定しているものはあるのか。

**【経営戦略部長】**

40年間で20%削減するという目標を立てており、有識者会議、市民アンケート、ワークショップ等を実施予定で、今は具体的な施設は決まっておりません。10年ごとに計画を立て、具体的に1期計画でどういったところをやっていくかというのは今後、決めていくこととなります。

**【司会】**

そのほかございませんでしょうか。

それでは、本日ご説明いたしました項目以外の件に移らせていただきます。

**【記者】**

議員報酬の件で、議会活性化推進特別委員会では公聴会を開くということで、その中で今 36 万 6 千円の報酬を 48 万円くらいに上げるという案を示しているが、市長の考えは。

**【市長】**

前回は質問をいただき、新聞記事になり、反響が大きかったです。これは市民の皆さんのジャッジによるものと思っております。そうは言いながら、今後、人口減少から派生する地方交付税の減少、市税収入の波があることが想定される中で、あの金額は私の感覚では市民のご理解をいただける金額ではないものと思っております。議員報酬を含めた議会費ということで、総額人件費を上回らないというところが一つのポイントになるのではないかと思っております。愛媛県下の市の中で、報酬額は少ない方の順位にありますが、私としては、総額人件費を上回らないところという考えに至っています。これから議会側は公聴会や、愛媛大学、松山大学の先生方にも諮問すると言っておりますので、その推移を見守っていくということになります。

**【記者】**

議会費が現状を上回らないということで、合併以降、報酬は増えていない。合併の時に 70 何人から 34 人になり、34 人が 30 人になったが、いずれでも報酬は増えていない点を踏まえて、基準をどこにするのかというのがまだ定まっていない。そのあたりについては。

**【市長】**

私はやはり現行のところに設定するべきだと思っております。今、議員定数が 30 人ということで諸々の費用が発生しています。そこから削減という形で検討が進められているようですが、その削減部分を新たな定数で見ていくという形になろうかと思っております。

**【記者】**

今後、この額で議会が持ってきた場合、どのように対応するつもりか。

**【市長】**

先ほど公共施設マネジメントの話もあり、使用料の見直しも含め、市税収入の動向で不透明な部分があり、人口減少が進んでいくという中で、これからは申し訳ないのだが「あれもこれも」から「あれかこれか」に、「小負担高福祉」から「中負担中福祉」に転換していかなければ、持続可能なまちづくりというところで、子どもや孫たちの世代にバトンタッチできないということを、タウンミーティングの中でも触れさせていただいております。市民の皆さんにもご負担を強いるということになってこようかと思っております。そういった中で、議会の報酬がどうかというのは市民の皆さんも非常に着目していると思っております。私はそのことを市民の皆さんに、ありとあらゆる場面で問うていきたいと思っております。

**【記者】**

モンベルアウトドアオアシス石鎚がオープンしたが、利用状況と、それを踏まえての市長の考えは。

**【市長】**

おかげさまで、アウトドアオアシス館の入り込み人数は、7月は平日平均で757人、土曜平均で1,730人、日曜・祝日平均で2,581人、1カ月でのべ36,472人となっています。8月は平日平均で882人、土曜平均で1,175人、日曜・祝日平均で2,224人、8月25日現在でのべ30,224人となっており、多い日で3,660人となっています。これはオープンして間もないということで、特需的なところや、イベント開催の効果がある上での数字です。「おあしす市場」についても経営者と話をしたところ、「非常にお客様が来てくださっている」と受け止めていただいているようです。総じて、いいスタートが切れたかなと思っています。イベントが少なくなってきたときにどうなっていくのかは着目していかなくてはならないですが、本来の目的であるアウトドアの拠点施設として、この場所から石鎚山や、クライミングパーク、休暇村瀬戸内東予などへ、指定管理者等とも連携を深めながら誘客していきたいと思っていますし、そこには㈱ソラヤマいしづちも関わっていくべきものと考えています。拠点施設として活性化していきたいという熱い思いで、失敗は許されないため、しっかりリードしていきたいと強く思っております。

**【記者】**

以前、今治のイオンにあったモンベルの店はなくなったが、普通の人がわざわざアウトドアオアシス石鎚まで買いに行こうとはなかなかかなりづらいと思うが、どうか。

**【市長】**

今治の店舗レイアウトではモンベル色が出ていなかったという話も聞いたりしますが、モンベルの会長とも話す中で、ポテンヒットではなくタイムリーヒットを打ちたいということもあり、西条の自然という部分でアプローチしていきたいと思っていますし、今後もチャレンジをしていこうと思っています。マーケットという考え方でいくと、今治から西条に移ってきて、南予、あるいは東予、香川の方にマーケットを拡大していきたいと思っていますので、立地的には南予、東予東部、香川の西讃の方からも入ってきやすくなったと思っています。マーケットとしては、西条に来たことで非常にいい条件になったと思っています。立地が高速道路のオアシスということで、いかに、まち中から来てもらえるかというところをうまく使っていきたいと思っています。

**【記者】**

オリンピックの合宿誘致について、先日、スポーツクライミングの世界選手権で、男子はヤコブ選手が出場権獲得、女子のジェシカ選手は残念ながら10位だったが、世界選手権が終わってから何か動きはあるか。

**【市長】**

まだ終わったばかりなので正式にはまだですが、ジェシカ選手にも来てもらいたいという思いが非常に強くございます。当然、協会等のジャッジになるので、期待するしかないですが、オーストリアクライミング協会と接触する中では、選手ファーストで、選手のコンディションにおいて、どこがベストを尽くせる場所なのかを重視するようです。もちろん来ていただきたいし、来ていただけるものと期待していますが、それだけにとどまらず、五輪の前か後かも含めて、トップアスリートが来ると非常に刺激になるため、「待ち」の姿勢ではありますが、いい関係ができていないのは間違いないと思っています。各国で男女最大2枠だと思いますが、この10位がどのようにカウントされるのかは分かりませんが、そこは様子見かなと思います。

**【記者】**

選手が決まるまでは、返事はもらえそうにないという見通しか。

**【市長】**

確定はもう少し先になると思います。協会とお話をさせていただく中では好感触ですが、先ほど申し上げたように、選手ファーストなので、選手が「自国で調整して直前に乗り込みたい」と言えば、何がなんでも来てほしいとは言えないので、終わった後に西条に来てもらうという話もできるかと思えますし、もちろん高温多湿という状況でチャレンジする訳ですから、体を慣らすということでは、ぜひ私どもとしては事前に来てもらって、西条市民が送り出すという状況は想像したいと思っています。

**【司会】**

ほかになれば、本日の定例記者会見を終了させていただきます。ありがとうございました。